

18歳未満のこどものことで、心配なこと・気になることがあったら 児童相談所へ相談を

虐待かな・・・と気になるこどもがいたら
ご自身が子育てに悩んだら・・・
子育てに悩む親がいたら・・・

お住いの区を担当する児童相談所にご相談、ご連絡ください。秘密は守ります。

■児童相談所

中央児童相談所（神奈川区・鶴見区・西区・中区・南区）	電話 045-260-6510
西部児童相談所（旭区・泉区・瀬谷区・保土ヶ谷区）	電話 045-331-5471
南部児童相談所（磯子区・金沢区・港南区・栄区・戸塚区）	電話 045-349-0122
北部児童相談所（青葉区・港北区・都筑区・緑区）	電話 045-948-2441

■LINE相談

かながわ子ども家庭110番相談LINE
(月～土曜日/9:00～21:00)
年末年始は除く



友達追加は
こちらから

■よこはま子ども虐待ホットライン

専門の相談員が24時間365日虐待に関する相談・通告を受け付けています。
フリーダイヤル 0120-805-240

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（骨子案） について皆様のご意見をお聞かせください

■募集期間 **令和6年10月1日から10月31日まで**

■応募方法

1 インターネットフォーム【推奨】

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/yogo/itijihogosojo-rei.html>

横浜市 一時保護施設の設備・運営基準

検索



スマートフォンで回答される場合は、右の二次元
コードからアクセスできます。

2 郵送

宛先 〒231-0005横浜市中区本町6-50-10

横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係
一時保護施設の設備・運営基準 市民意見募集担当

3 電子メール

kd-yo-go@city.yokohama.jp

4 FAX

045-550-3948

※電子メール・FAXの場合は、一時保護施設の設備及び運営の基準へのご意見である
旨を明記してください。

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準 に関する条例（骨子案）への市民意見募集

令和6年4月、児童福祉法の改正を受けて、新たに一時保護施設独自の設備及び運営
に関する基準（内閣府令）が制定されました。

一時保護は、こどもの安全を守るために必要な措置であり、横浜市ではこれまで一
時保護されたこどもに配慮した支援を行ってきました。新たな国の基準では、一時保護
されたこどもがより安心して過ごせるように、こどもの権利擁護や個別的なケアなどを
推進する内容を定めています。

横浜市においても、国の基準を踏まえて、「児童相談所一時保護施設の設備及び運営
の基準に関する条例」を制定します。そこで、条例（骨子案）について、市民の皆様の
意見を募集します。

※一時保護施設

本基準では、児童相談所に設置する一時保護施設（一時保護所）を対象としています。
横浜市では、4つの児童相談所に一時保護所が設置されています。

■児童相談所とは

児童相談所は、こどもたちの安心と安全を守り、こどもたちが心身ともに健やかに
成長できるよう支援する専門の相談機関です。

児童福祉法に基づいて、18歳未満の児童や家庭に関するさまざまな相談に応じると
ともに、専門的な調査・判定・支援を行います。

【具体的な相談内容】

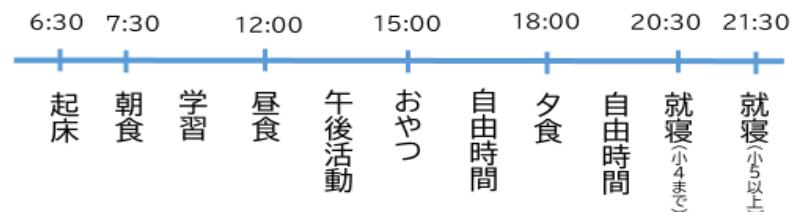
- ・こどもの養育、非行、障害、不登校、性格や行動の問題
- ・里親になってこどもを育ててみたい 等

■一時保護所とは

一時保護所は、虐待など何らかの理由で自宅で生活できない
状態になったこどもたちが一時的（数日から原則2か月以内）
に生活する場所です。

【一時保護所での1日】

一時保護されているこどもたちは、学習、活動、自由時間など
を含め、基本的に1日を一時保護所の施設内で過ごします。



上記の日課を、児童指導員、保育士、心理療法担当職員
などが支援します。

（現在は、児童養護施設の設備及び運営の基準に準じて支援しています）



令和6年10月発行

横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課・児童相談所

横浜市中区本町6-50-10

電話：671-2394 FAX：045-550-3948 メール：kd-yo-go@city.yokohama.jp

